

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	41430001	部・課・係名等	コード1	02020100	政策体系上の位置付け	コード2	414003	予算科目	コード3	001020101
事務事業名	市民相談事業	部名等	民生部		政策の柱	基2 安全で快適な暮らしやすいまちづくり		会計	一般会計	
予算書の事業名	市民相談事業	課名等	社会福祉課		政策名	1 生命と財産を守る安全・安心な暮らしの確保		款	2. 総務費	
事業期間	開始年度 昭和46年 終了年度 当年度継続	業務分類	5. ソフト事業		施策名	4. 日常生活の安全確保		項	1. 総務管理費	
実施計画(H25~H27)への記載	無	実施計画(H26~H28)における区分	実施計画書に記載しない		区分	なし		目	1. 一般管理費	
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営		記入者氏名	梅原正信	基本事業名	消費者保護対策の推進				
		電話番号	0765-23-1003							

◆事業概要 (どのような事業か) 市民が、日常生活において法的トラブル、消費生活トラブルに遭遇した場合、解決方法について情報提供したり、助言をする。	◆実施計画への記載予定事業内容		上段・計画：下段・実績						
	H26		単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
H27									
H28									
対象 <この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 市民	対象指標	① 市民	人	45,000 44,812	45,000 44,315	44,728	44,490	44,178	43,865
手段 <平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 市民相談、消費生活相談については、担当者、消費生活相談員が対応。他、月2回の行政相談員による行政相談、また、サンプラザによる合同行政相談を開催。 <平成25年度の主な活動内容> 市民相談の高齢者、福祉関係への積極的な出前講座推進。	活動指標	① 市民相談件数	件	100 134	100 101	80	80	80	80
		② 消費生活相談者数	件	120 134	120 145	120	120	120	120
		③	件						
意図 <この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 相談体制の充実、情報提供を行うことにより、各種トラブルを解決し、解決方法の情報提供ができる。	成果指標	① 市民相談解決件数又は照会件数	%	100.00 100.00	100.00 100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		② 消費生活相談解決件数又は照会件数	%	100 100	100 142	100	100	100	100
		③							
その結果 <施策の目指すがた> 誰もが安心して暮らせる社会の実現	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 市民相談事業は、市制発足当初からの事業である。	費目		実績		計画				
	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	833	1,561	120	120	120	120
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	0
		(4)一般財源	(千円)	79	881	245	245	245	245
		予算(決算)額(1)~(4)の合計	(千円)	912	2,442	365	365	365	365
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 悪徳商法の横行により、近年消費者行政相談の件数が増えてきた。平成20年からは、法テラスが開設され、平成21年度からは、消費者省も基金を使って、消費生活相談に積極的に取り組んできている中で、魚津市も専門の消費生活相談員を配置してきた。	支出内訳	(1)需用費	(千円)	102	13	120	120	120	120
		(2)委託料	(千円)	0	0	0	0	0	0
		(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0
		(4)負担金補助及び交付金	(千円)	245	378	245	245	245	245
		(5)その他	(千円)	0	2,051	0	0	0	0
		A. 予算(決算)額(1)~(5)の合計	(千円)	347	2,442	365	365	365	365
◆県内他市の実施状況 ●把握している ○把握していない	把握している内容又は把握していない理由の記入欄	各市町村で消費生活相談員を配置							
◆市民と行政の協働状況 ●協働している ○協働可能だが未実施 ○協働になじまない	選択した協働状況の内容又は理由の記入欄	消費生活アドバイザーと協力							
		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1	1
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	2,944	2,442	2,400	2,400	2,400	2,400
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	12,765	10,742	10,560	10,560	10,560	10,560
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	13,112	13,184	10,925	10,925	10,925	10,925
		(参考)人件費単価	(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	生活トラブル、消費者トラブルに巻き込まれた市民に、情報提供や関係機関を照会することにより、早期解決に導くことができる。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	消費者基本法(昭和43年法律第78号)第24条 消費者安全法(平成2年法律第50号)第4条	事務の区分	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対策と意図は適切であり、見直しの余地はない。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今までの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
あり	説明	成果実績	中位
保護司、人権擁護委員自身の自発的活動の高揚が必要。			
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
あり	説明	高齢者、福祉サロンの集まる場での悪徳商法(訪問販売等)の現状をお知らせする出前講座の開催を増やしていく。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	専門職員の配置により、職員の人件費の削減が図られているところであり、今後もこの体制は必要である。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	職員による啓発は困難であり、専門職員をもって啓発に努める必要がある。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	広く市民を対象とした事業である。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	受益者負担を求める事業ではない。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止			
● 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
● 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	事業継続	コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	事業継続	成果の方向性 向上

★一次評価(課長総括評価)	
多様化する生活トラブルや巧妙化する詐欺商法などの身近な相談窓口として必要である	二次評価の要否
	不要

★二次評価(経営戦略会議・部会)	